

小學  
日本修身書

高等科  
生徒用

卷八

K120.1  
61.4  
8

K120.1

61.4

8

稲垣千穎編述 高等科  
生徒用

# 小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷八

稲垣千穎編述

聖諭小解 二

進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、

人の、學業を習得して智徳を養ふは、獨其の身  
と善くするのみならず、廣く世を善くせん  
のためなり、故小智能以啟發し、徳器を成就し  
云云小次ぎて、公益を廣め、世務を開きと宣へ  
るなり、蓋、公益を廣むとい、公衆以善くすべき

小日本脩身書 高等科 一 五七五

稲垣千穎編述

高等科  
生徒用

# 小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷八

稲垣千穎編述

聖諭小解 二

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、

人の學業を習得して智徳を養ふは、獨其の身を善くするのみならず、廣く世を善くせんのためなり、故小智能が啟發し、徳器を成就し云云小次ぎて、公益を廣め、世務を開きと宣へるなり、蓋、公益を廣むとい、公衆が善くすべき

事業はたこして、廣く其の利を諸人におよぼ  
そといひ、世務を開くとい、世のためとふるべ  
き業務を開くは、いふ、學校を興し、病院を設け、  
土地をひらき、運漕を便ふとるふどより、一器  
一物の發明改良、いたるまで、かりそめよも  
世を善くすべき事業も、みふ公益を廣め、世務  
を開くなり、

人、もし其の身に安樂幸福のみをもとめて、天  
下公衆の利益をそからざるときは、世の開明  
も、いつまでも進まざるべし、世の開明は、智徳

成就の人々、世を善くせんが爲ふ、さまざま  
の事業は開き廣むるに、よりて進むものなり、  
人も、智徳を成就して、我が身を善くし、世を善  
くもること、はつとめずばあるべからば、

### 川村瑞賢

川村瑞賢は、江戸の人なり、少き時貧困自ら支  
つざりしが、天性機敏にして、よく業を務めけ  
れど、巨萬の家資を積むにいたまじ、當時、奥羽  
より江戸に通ずる海路も、暗礁多くして、危険  
なりけまば、幕府、瑞賢を擧げて、運漕のことを



掌らゝめ、命じて陸奥  
 信夫郡の官米、江戸  
 小廻送せしむ。瑞賢乃  
 ら其の航路を改め、沿  
 路諸港、小役場を設け、  
 伊勢尾張紀伊等の商  
 船を募りて公用に充  
 て、期約を定めて運漕  
 せしめけまば、頗費用  
 を省きて、大に早達の

功を奏せり、尋で、同じ方法ふりて、北海の運  
 漕をも改良したりき、其の後、大阪に到り、九條  
 島より海に達する新河を開き、是より順を追  
 ひて、畿内の諸川を治め、堤防を改め、水底を浚  
 へ、以て舟楫の便を進めて、水害の憂を省きけ  
 れむ、畿内の民、永く其の利を享けたり、たゞそ  
 瑞賢の事業を成さへ、自ら其の地を跋渉し、辛  
 苦經營して、一意に公益をなさんとしけまむ、  
 方策誤少くして、成功甚速なりき、幕府其の功  
 を賞して、世禄百五十俵を給へり、

名取彦兵衛

甲斐國甲府山田町に、名取彦兵衛といふ者あり、初ハ、紙を商ふを以て業とせしが、後、熟々思へらく、我が國も、蠶絲を以て産物の第一とせり、然るに製法精しからば、數多の人力を費し、おぼら、粗惡の品種のみ多く、之が爲に國産の聲價を墜し、損失致招く事此多きハ、實に歎息の至なりと、是より従前の商業を廢して、製絲此一途小心を用ひ、器械の構造お思を凝し、始めて一の器械を發明しけまど、之を試験する

に、いまど精良おらざりけまば、益思慮を凝し、再三再四之を改造しけれども、なほ心お適せず、之が爲お産を破り家を傾けんとするを、隣保の人、或も痴漢とよび、或も狂夫と嘲りて、嗤笑せぬ者おく、其の家族もまこと家産を失ふ致憂へて、屢舊業に復せんこと致勸むまども、彦兵衛少しも用ひず、自若として巧思を費し、これを終お雇人の暇を乞ひ、親戚を交致絶つに至り、さて、明治四年お至りて、初めて蒸發氣を以て製絲を乾すこと致發明しけるが、之よ

り製絲最精良ふして、其の代價もまた一層減進め、翌五年、更に針銅を器械不加へて之を試るに、空氣よく流動して濕氣を拂ひ、絲質柔軟ふして、梓に移して乾し易く、直に提絲とせるに、少しも支障なく、小梓ふ繰り移す煩を省き、絲質も一層精良に至れり、さて之を貿易場に輸出せしに、外商稱贊し、争ひて之を買取り、價前日ふ倍せり、明治六年に至り、彦兵衛まこと、煮絲を清水よ洗ひて、梓ふ移す法を工夫せしより、製絲更に光澤を増し、精巧善美を極めたり

といへり、彦兵衛の如きは、よく身に益し、衆に益し、國ふ益したる者と謂ふべし、

### 常ニ國憲ヲ重ジ、國法ニ遵ヒ、

國憲といハ、一國の組織をさだむる大典をいふ、我が天皇陛下の、明治二十二年二月十一日を以て、欽定發布したまひたる憲法を、ことに著しき國憲なり、此の憲法を、國家の最大なる規則ふして、臣民たるものハ、子子孫孫、つゝしむ遵奉をべき義務を負ふものなり、國法といハ、

諸種の法律規則をいふ、此等みな、正をまもり  
邪をふせぎ、善哉あらそし、惡をしりぞくるも  
のふきは、つゝしみてよく遵奉すべきなり、  
國家もし國憲國法ありせむ、國民の不幸の  
いゝぞかりならん、強者ほしいまゝに弱者を  
壓制し、惡人しきりに善人を苦まゝむ、故に、我  
等、己の生命財産を安寧を保つことを得るは、  
皆これ國憲國法のたまひのあり、臣民たるも  
の、いゝでこれを遵奉せざるべき、

徳川光圀卿

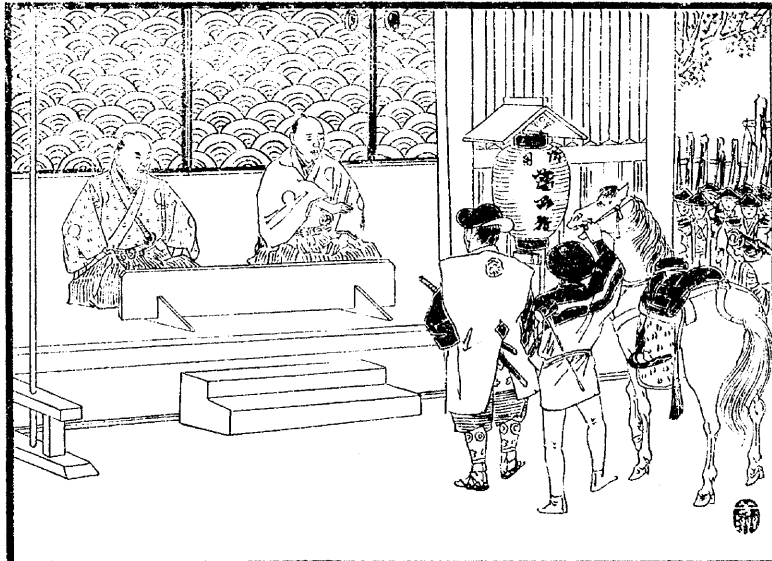
徳川光圀卿、水戸の西山小閑居しける頃、常に  
伺候せし農夫ありけり、或る時、卿の許可を得  
て、操人形の雜戲を興行しけるに、郡奉行あた  
かも此の所を巡視し來て、此の興行を、役所の  
許可を経たるものにあらず、私小人を聚むる  
こと法にたがへりとして、即時に其の興行を止  
めけり、農夫大に驚きて、直に西山小閑居に、卿  
に謁して、曩日公の許可を得て、操人形を興行  
せしに、郡奉行來りて、違法ふりとして、即時にこ  
れを止め侍りと申しけきを、卿容を正して、郡



奉行の興行をさし止めしは、汝のため甚心  
苦しきことなれども、法ふたがふことなれど、  
せんをべからず、早く役所に出で、辨解をべし、  
我が許可せしことみても、役所の允許なきこ  
とは、必まべらざるものなり、これ即ち國法  
なり、と諭されけり、卿も、水戸藩主にして、此の  
役所ハ、水戸藩にて掌る郡役所なり、然れども、  
卿も、役所の許可なきこといまべらばとい  
へり、此を見ても、國法の重んずべきことを知  
るべし、

羽太正養

文化年中、蝦夷の擇捉嶋に騷動ありき、幕府乃  
ち目付役羽太正養を蝦夷奉行として、急にお彼  
の地にお赴るゝむ、正養命を受けて、取るものも  
取りあへず、弓矢大砲など、携へて出發して、栗  
橋の關所におさしか、りけり、當時の國法ハ、通  
行券を所持せざる者も、關所を通過すること  
を得ず、况や、弓矢大砲のごとき、戎器を携へた  
る者ハ、通行券なくして、いゝで通過し得らる  
べき、然るに正養も、事急ふして、此の券を所持



することを忘まけれ  
 ぬ、關吏も遮止めらま  
 て、過ぐることを能ま  
 されども、急變前も在  
 りて、一時一刻を空し  
 くしがとけまば、其の  
 理由を關吏も談じて、  
 通過せんとせしに、關  
 吏堅く執りて許さず、  
 さらば江戸も歸りて、

通行券を取來らんほど、大砲をあづけ置  
 んといふに、これ又國法の禁むる所なりとて、  
 聞入まらず、正養、關吏の國法を重んぶるも感じ、  
 大砲を携へて江戸も歸り、通行券を取りて、ふ  
 た、び蝦夷へ赴きけり、

一旦緩急アレバ、義勇公ニ奉ジ、

一旦緩急あれむとは、もし我が國も事變起る  
 事あらんふるとあり、さまば、此の項を、そゝ我  
 が國に急變起りなむ、義を守り勇を奮ひて、國

家のために力を盡すべしとの聖旨あるべし、我が國も古來忠義を尚びて、武勇ふるげむ風俗なり、故に、君の御爲國の爲とていへむ、國民皆身命を盡して勉め勵み、敢ていさゝかも遠巡せず、これ世界萬國の、常に賞揚をるところなり、然るもこまを以て安んず可らず、世界の進歩ハ、駿々として日夜ハ已むことなけれど、我が武勇を恃みて彼を侮るハ、愚なり、常に義勇ヲ練磨して、祖先傳來の美風を發揚すべし、

今や 文武獻聖天皇陛下、躬づから海陸軍の元帥とあらせたまひ、國民擧げて皆兵たるれ制度を立て、我が國特有の美風を宇内ハ發揚し給ふ、國民たるもの、豈歡喜慶賀せざるべけんや、明治十五年一月四日、軍人ハ下し賜ひし勅諭を左に掲げて、大御心の至仁なるを示し、以て深く國人の義勇を勵まさんとす、

勅諭

我國ノ軍隊ハ、世々天皇ノ統率ニ給フ所ニゾアル、昔神武天皇、躬ツカラ大伴物部ノ兵ドモヲ率

井、中國ノマツロハ又モノドモヲ討チ平ゲ給ヒ、高御座ニ即カセラレテ、天下シロシメシ給ヒシヨリ、二千五百有餘年ヲ經ヌ、此ノ間、世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ、兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ、古ハ天皇躬ヅカラ軍隊ヲ率井給フ御制ニテ、時アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリツレド、大凡兵權ヲ臣下ニ委子給フコトハナカリキ、中世ニ至リテ、文武ノ制度、皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ、六衛府ヲ置キ、左右馬寮ヲ建テ、防人ナド設ケラレシカバ、兵制ハ整ヒタレドモ、打續ケル昇平

ニ狃レテ、朝廷ノ政務モ、漸文弱ニ流レケレバ、兵農オノヅカラニニ分レ、古ノ徵兵ハ、イツトナク壯兵ノ姿ニ變リ、遂ニ武士トナリ、兵馬ノ權ハ、一向ニ其ノ武士ドモノ棟梁タル者ニ歸シ、世ノ亂ト共ニ、政治ノ大權モ、亦其手ニ落チ、凡七百年ノ間、武家ノ政治トハナリヌ、世ノ様ノ移リ換リテ、斯ナレルハ、人力モテ挽回スベキニアラズトハイヒナガラ、且ハ我國體ニ戻リ、且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ、淺間シキ次第ナリキ、降りテ弘化嘉永ノ頃ヨリ、徳川ノ幕府其政衰へ、剩外國ノ事

ドモ起リテ、其侮ヲ受ケヌニ、其勢ニ迫リケレバ、朕ガ皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、イタク宸襟ヲ惱シ給ヒシコソ、忝クモ又惶ケレ、然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初、征夷大將軍其政權ヲ返上シ、大名小名其版籍ヲ奉還シ、年ヲ經ズシテ海内一統ノ世トナリ、古ノ制度ニ復シヌ、是文武ノ忠臣良弼アリテ、朕ヲ輔翼セル功績ナリ、歷世祖宗ノ專蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺澤ナリトイヘドモ、併我臣民ノ其心ニ順逆ノ理ヲ辨ハ、大義ノ重キヲ知レルガ故ニコソアレ、サレバ此時ニ於

テ兵制ヲ更メ、我國ノ光ヲ輝サント思ヒ、此十五年ガ程ニ、陸海ノ制ヲバ今ノ様ニ建定メヌ、夫レ兵馬ノ大權ハ、朕ガ統ブル所ナレバ、其司マヲコソ臣下ニ任ズルナレ、其大綱ハ、朕親之ヲ攬リ、肯テ臣下ニ委ヌベキモノニアラズ、子子孫孫ニ至ルマデ、篤ク斯旨ヲ傳ヘ、天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ、再中世以後ノ如キ失體ナカラシムコトヲ望ムナリ、朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルゾ、サレバ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ、汝等ハ朕ヲ頭首ト仰ギテゾ、其親ハ特ニ深カルベキ、朕ガ

國家ヲ保護シテ、上天ノ惠ニ應ジ、祖宗ノ恩ニ報イマ井ラスルコトヲ得ルモ得ザルモ、汝等軍人が、其職ヲ盡スト盡サバ、ルトニ由ルゾカシ、我國ノ稜威振ハザルコトアラバ、汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ、我武維揚リテ、其榮ヲ輝サバ、朕汝等ト其譽ヲ偕ニスベシ、汝等皆其職ヲ守リ、朕ト一心ニナリテ、カヲ國家ノ保護ニ盡サバ、我國ノ蒼生ハ、永ク太平ノ福ヲ受ケ、我國ノ威烈ハ、大ニ世界ノ光華トモナリヌベシ、朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレバ、猶訓諭スベキ事コソアレ、イデヤ

之ヲ左ニ述ベム、

一 軍人ハ、忠節ヲ盡スヲ本分トスベシ、凡生ヲ我國ニ稟クルモノ、誰カ國ニ報ユルノ心ナカルベキ、況シテ軍人タラン者ハ、此心固カラデハ、物ノ用ニ立チ得ベシトモ思ハレズ、軍人ニシテ、報國ノ心堅固ナラザルハ、如何程技藝ニ熟シ學術ニ長ズルモ、猶偶人ニヒトシカルベシ、其隊伍モ整ヒ、節制モ正クトモ、忠節ヲ存セザル軍隊ハ、事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同ジカルベシ、抑國家ヲ保護シ、國權ヲ維持スルハ、兵力ニ

アレバ、兵力ノ消長ハ、是國運ノ盛衰ナルコトヲ辨へ、世論ニ惑ハズ、政治ニ拘ハラズ、只々一途ニ己ガ本分ノ忠節ヲ守リ、義ハ山嶽ヨリモ重ク、死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ、其操ヲ破リテ不覺ヲ取り、汚名ヲ受クルナカレ、一軍人ハ、禮義ヲ正クスベシ、凡軍人ニハ、上元帥ヨリ、下一卒ニ至ルマデ、其間ニ官職ノ階級アリテ、統屬スルノミナラズ、同列同級トテモ、停年ニ新舊アレバ、新任ノモノハ、舊任ノモノニ服従スベキモノゾ、下級ノモノハ、上官ノ命ヲ

承ルコト、實ハ真ニ朕ガ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ、己ガ隸屬スル所ニアラズトモ、上級ノモノハ勿論、停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ、總ベテ敬禮ヲ盡スベシ、又上級ノモノハ、下級ノモノニ向ヒ、聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルベカラズ、公務ノ爲ニ、威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレドモ、其外ハ、務メテ懇ニ取扱ヒ、慈愛ヲ專一ト心掛ケ、上下一致シテ、王事ニ勤勞セヨ、若軍人タルモノニシテ、禮義ヲ紊リ、上ヲ敬ハズ、下ヲ惠マズシテ、一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ、

帝ニ軍隊ノ蠱毒タルノミカハ、國家ノ爲ニモ、  
ユルシ難キ罪人ナルベシ、

一 軍人ハ、武勇ヲ尚ブベシ、夫武勇ハ、我國ニテハ、  
古ヨリイトモ貴メル所ナレバ、我國ノ臣民タ  
ラシモノ、武勇ナクテハ叶フマジ、況シテ軍人  
ハ、戰ニ臨ミ敵ニアタルノ職ナレバ、片時モ武  
勇ヲ忘レテヨカルベキカ、サハアレ武勇ニハ、  
大勇アリ、小勇アリテ、同ジカラズ、血氣ニハヤ  
リ、粗暴ノ振舞ナドセンハ、武勇トハ謂ヒ難シ、  
軍人タランモノハ、常ニ能ク義理ヲ辨ヘ、能ク

膽力ヲ練リ、思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルベシ、小敵  
タリトモ侮ラズ、大敵タリトモ懼レズ、己ガ武  
職ヲ盡サンコソ、誠ノ大勇ニハアレ、サレバ此  
勇ヲ尚ブモノハ、常々人ニ接スルニハ、溫和ヲ  
第一トシ、諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ、由ナ  
キ勇ヲ好ミテ、猛威ヲ振舞ヒタラバ、果ハ世人  
モ忌嫌ヒテ、豺狼ナドノ如ク思ヒナム、心スベ  
キコトニコソ、

一 軍人ハ、信義ヲ重ンズベシ、凡信義ヲ守ルコト、  
常ノ道ニハアレド、ワキテ軍人ハ、信義ナクテ



ハ、一日モ隊伍ノ中ニ交リテアラシクコト難カ  
ルベシ、信トハ己ガ言ヲ踐行ヒ、義トハ己ガ分  
ヲ盡スライフナリ、サレバ信義ヲ盡サムト思  
ハシ、始ヨリ其事ノ成シ得ベキカ、得ベカラザ  
ルカヲ審ニ思考スベシ、臆氣ナル事ヲ假初ニ  
諾ヒテ、ヨシナキ關係ヲ結ビ、後ニ至リテ信義  
ヲ立テントスレバ、進退谷リテ、身ノ措キ所ニ  
苦ムコトアリ、悔エトモ其詮ナシ、始ニ能々事  
ノ順逆ヲ辨ヘ、理非ヲ考ヘ、其言ハ所詮踐ムベ  
カラズト知り、其義ハトテモ守ルベカラズト

悟リナバ、速ニ止ルコソヨケレ、古ヨリ或ハ小  
節ノ信義ヲ立テントテ、大綱ノ順逆ヲ誤リ、或  
ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ、私情ノ信義ヲ守リ、  
アタラ英雄豪傑ドモガ、禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ、屍  
ノ上ノ汚名ヲ、後世マデ遺セルコト、其例尠カ  
ラヌモノヲ、深ク警メデヤハアルベキ、  
一軍人ハ、質素ヲ旨トスベシ、凡質素ヲ旨トセザ  
レバ、文弱ニ流レ、輕薄ニ趨リ、驕奢華麗ノ風ヲ  
好ミ、遂ニハ貪汚ニ陥リテ、志モ無下ニ賤クナ  
リ、節操モ武勇モ其甲斐ナク、世人ニ瓜ハジキ

セラル、迄ニ至リ又ベシ、其身生涯ノ不幸ナ  
リトイフモ、中々愚ナリ、此風一タビ軍人ノ間  
ニ起リテハ、彼ノ傳深病ノ如ク蔓延シ、士風モ  
兵氣モ頓ニ衰ヘヌベキコト明ナリ、朕深ク之  
ヲ懼レテ、曩ニ免黜條例ヲ施行シ、略此事ヲ誠  
メ置キツレド、猶モ其惡習ノ出シコトヲ憂ヒ  
テ、心安カラ子バ、故ニ又之ヲ訓フルゾカシ、汝  
等軍人、エメ此訓誡ヲ等閑ニナ思ヒソ、  
右ノ五箇條ハ、軍人タランモノ、暫モ忽ニスベカ  
ラズ、サテ之ヲ行ハンニハ、一ノ誠心コソ大切ナ

レ、抑此五箇條ハ、我軍人ノ精神ニシテ、一ノ誠心  
ハ、又五箇條ノ精神ナリ、心誠ナラザレバ、如何ナ  
ル嘉言モ善行モ、皆ウハメノ裝飾ニテ、何ノ用ニ  
カハ立ツベキ、心ダニ誠アレバ、何事モ成ルモノ  
ゾカシ、況シテヤ五箇條ハ、天地ノ公道、人倫ノ常  
經ナリ、行ヒ易ク守リ易シ、汝等軍人、能ク朕ガ訓  
ニ遵ヒテ、此道ヲ守リ行ヒ、國ニ報ユルノ務ヲ盡  
サバ、日本國ノ蒼生、舉リテ之ヲ悦ビナン、朕一人  
ノ懌ノミナランヤ、

平重盛

平治元年、藤原信賴、源義朝等、亂を起して、大内に據り、暴威を洛中、小振ひけり。此時、平重盛も、其の父清盛とともに、家人平家貞等は、づか小五十人を志た、可へて、熊野に詣でんとて、切部に至りける。小六波羅より、使者馳來りて、昨夜、信賴、義朝等、亂を起して、少納言、信西を殺し、主上と、上皇とを幽したてまつれりと告ぐ。清盛大小愕きて、せんかさを失ひ、いかふせ、バふけん、熊野へ到りて、これをそかるべきりと、周章しける。小重盛は、毫も噪げる色なく、



武臣、天子の急、小赴くに、何の猶豫あるべきといふ。清盛聞きて、重盛の言理をれども、甲冑だふふき、残、いかゞいせんとありけ。まば、家貞進み出でて、僕豫めかゝる事もあらんとて、甲冑をもたせ侍りとして、荷物の中

よりこれを取上げてたり、然るに清盛ハ、猶恐怖  
や止ざりけん、彼ハ衆くして我を寡し、志むら  
く四國の邊ハ敵を避けて、再擧をはうらんハ  
いかふといふ、此の時、重盛眉を揚げて、機を失  
ふべからば、我もし彼を伐たずば、彼かあらず  
我を伐つべし、我兵寡くして敗を取るとも、何  
の耻辱うあらん、今日の事一死あるのみ、とい  
ひけまば、清盛もこれハ勵されて、急ぎ馳歸り、  
竟ハ信賴義朝を破りて、宸襟を安んじたま  
つれり、

千波湊の船人

後醍醐天皇、北條高時の請ふよりて、御心ふら  
ずも、隱岐の行宮にまゝまゝし時、或る夜、潛小  
出雲伯耆の方へ行幸し給えんとて、六條忠顯  
卿むかり、召具して、忍びて行宮を出でたま  
ひ、夜の内ハ千波湊までとて歩ませたまへど  
も、路も知しめさざりけまば、忠顯卿或家に立  
寄りて、順路を尋ぬるに、内より男一人出向ひ、  
主上の御有様を見奉りて、痛しくや思ひ奉  
りけん、御道あるべし候えんとて、主上を

負ひ進らせて、千波湊小着きけり、此の男湊の中を走り廻りて、商人船を語らひ、主上を屋形の内小乗せ進らせてど歸りける、船頭もこそ尋常の人小あらばと思ひ、忠顯卿に向ひ、畏りて、かゝる御乗船仕るハ、賤民が生涯の面目なり、何れの浦へり寄せ奉るべきといふ、忠顯卿、實を以て彼小告げ、出雲伯耆の間、いづれ小ても便宜の所に寄せ奉れとありけまば、船頭世ふも悦一げ小見えけり、かゝる程に、隱岐判官清高、主上を追ひ奉りてこゝ小來りけま

ば船頭、主上と忠顯卿と、船底に入を奉りて、其の上小乾魚ふどの入りたる俵を取り積みて、若らぬ顔して居たりけり、程なく追手の船追付きて、船の内を捜しけまども、見出し奉らざりければ、を怪しき船や通りつると問ふよ、今夜千波湊を出で候ひつる船小、冠したる人と烏帽子着たる人と、二人乗り給ひぬ、其の船今ハ五六里も走りぬらん、といひ欺きて返しけり、其の後、御船を、恙なく伯耆名和港に着きけまば、主上ハ之より船上山へ入らせ

給ひけり、

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ、

前ふも志むしば説けるごとく、我ガ國は、  
皇祖の開かせたまひより、幾億萬年の後ま  
でも、一系の皇統、これを治しめまべき國土に  
して、其の皇運ハ、天地と共ハ窮なく、然るあれ  
ど、天地ハ風水の虞あるごとく、天壤無窮の  
皇運も、時ハ或ハ一盛一衰の變ありとも申し  
可たけまむ、國民たるものハ、忠孝友和信をは

じめ、上ハ宣せる諸徳を修めて、以て此のめで  
たき皇運を扶けたてまつり、國威のますまは  
隆盛ハ、國光のいよハ炳耀たるべきこと、我  
務めずバあるべからば、

是ノ如キハ、獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラ  
ズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯揚スルニ足ラン、

我ガ國體ハ、萬世一系の 皇室上にまゝまし  
て、國民を憐ませたまひ、國民もまゝと、祖先以來  
數十年の間、御恩澤を蒙りて、忠義の心ハい

ふあつく、君民の情誼、萬古ふりたりてかえる  
ことなし、これ世界萬國にまぐまゝする所なり、  
此の忠義にあつきところ、即ち我等祖先の遺  
風なり、

故ふ我等、よく忠孝友和信以下の諸徳を修め  
行ひて怠らざれむ、上　天皇陛下に對し奉り  
て、忠良の臣民たることを失もざるのみふら  
ず、又我が祖先の遺風を揚ぐるに足りて、忠孝  
兩ふぶら完うるべし、これ此の項の聖旨ふら  
ん、勉むべし、勵むべし、

斯ノ道ハ實ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫  
ノ俱ニ遵守スベキ所、

斯の道といは、忠孝友和信以下の修身の教をの  
たまへり、さて、其の故は、御代御代れ　皇上、  
大御心を注ぎたまひて、御子孫お訓へ、臣民を  
導りせたまひするものふりて、國體是ふより  
て善美に、國俗是ふよりて淳厚なり、されむ畏  
けまども、上はやんごとふき、御まよりより、下  
を億兆臣民お至るまで、堅くこれを遵守した

てまつりて、一日も怠り弛むべからざるあり  
之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖  
ラズ、

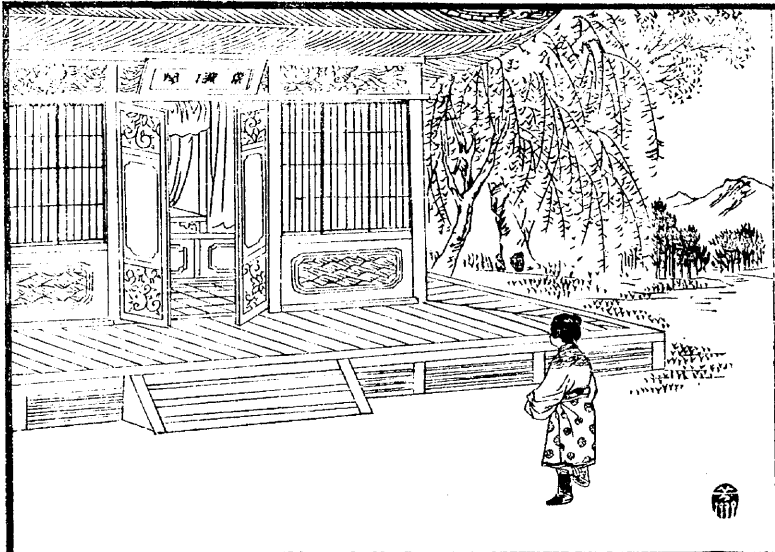
古と今とを比較されむ、風俗慣習の同じから  
ざるもの甚多し、然れども忠孝友和信等修身  
の道おいたりて、決して古今に別あること  
なし、又我が國と外國とを比較すまば、國體人  
情もとより差違あるべけれども、斯の修身の  
教は、世界萬國何の國何の地お施してゐる行を

れざらん、實に一定不變、萬代不易の大道なり、  
我が國古今の事例は、既お之を説けり、今外國  
に就きて、二三の事例を示まべし、

文天祥

文天祥は、宋朝の忠臣なり、其の童子たりし時、  
郷の祠堂に祀れる歐陽修、胡詮等の肖像、皆忠  
節は謚あるを見て、死して此の間に祀られざ  
るは、丈夫の耻づる所なり、といひ、徳祐のそ  
じめ、元の大兵、三道より侵入して、宋朝始かり  
けまば、天下に詔して、勤王の兵を募りしに、重





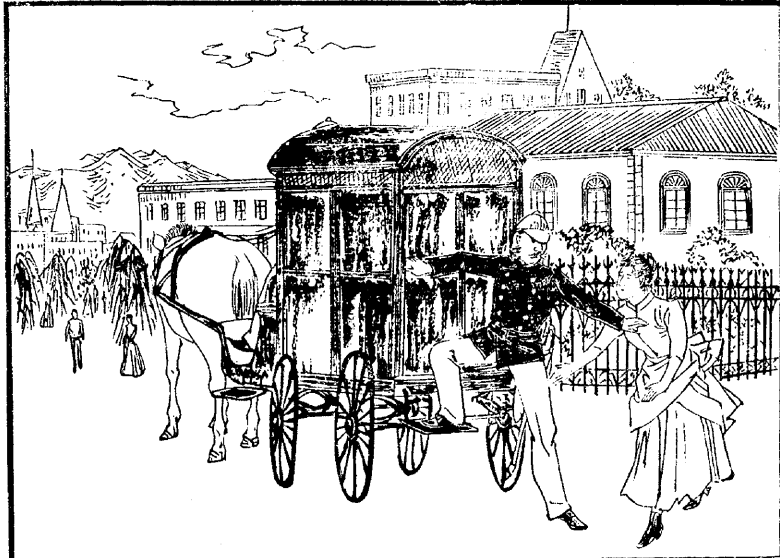
臣宿將かれが威勢を怖れて、其の募不應ずるものふし。天祥獨詔を奉じ、孤兵を率ゐてこれに赴くと、其の友これを止めて、かゝる小勢あて、彼の大軍に當らんこと、これ孤羊を驅りて群虎の中に投ぐるがごとし。

といひけまば、天祥聞きもあへば、我もまことこれを知らざるふいあらず、然まども、朝廷急ありて兵を徴したまふに、一人一騎のこれ不應ざるものなりと聞けり、故ふ自ら力をそからず、身を以てこれに徇ひ、忠臣義士の、我が風を聞きて起るものあらんこと、我希ふなりといひ棄て、立出でけり、斯くて闕ふいたりて、敵を防ぐ策を奏し、死を以て宗廟をまもらんと請ひけれども、丞相陳宜中これを聽さず、太皇太后を勧めて元不降まり、然れども、天祥ハ毫

も其の志を屈せず、艱難辛苦を嘗めて、宋帝の子益王をもとめて、位ふ福州に即る。己其の樞密使となりて、四方の豪傑をまねき、頻に元兵と戦ひしが、時運利なくして、宋兵大敗れ、天祥も虜とふまじり、元主及其の將相等、皆天祥の忠節を重んじけまじり、切にこれを降らしめんとしけれども、天祥敢て従そざりけまじり、已むこと得ざりて、遂にこれを殺せり、天祥刑ふ就く時、從容として南に向ひ、我が事畢りぬといひて、再拜して死せり。

マデモイセル

佛蘭西國のマデモイセルハ、孝心ふかき女あり、其の父事に坐して拘囚せられけまじり、女悲歎不堪へず、晝夜其の側侍して泣き暮せり、然るに父をライフランスの獄舎より、コンサーゲリーの獄舎に移さるゝこととなりけまじり、女まをます泣き悲みて、父とともに囚車に乗りにて隨ひ行かんこと乞ひけまじり、法令の禁ずる所なりとて、允されざりければ、徒歩して囚車に去たむひ、百二三十里の遠路を往き



けり、其の間、晝は、父の  
ため、小食をもとめ、飲  
をたづね、夜も、父が獄  
舎の寒氣を防ぐんと  
て、曾て見知らぬ人々  
に就きて、彼が身を被  
ふほどの布衾を乞ひ  
など、其の辛苦いそん  
かたふーかくて、コン  
サーゲリー、小達しけ

るに、女ハ、獄舎の門を入るを禁せられけまむ、  
父と共に、幽囚に苦哉受けんと、の期望ハ絶え  
たれども、其の孝心は益かたくして、貴顯紳士  
の間を奔走し、百方父の赦免を哀願しけり、此  
れ女の孝心、かくの如くなりけれむ、其の後三  
月を経て、父竟に赦されぬ、女大ニ喜び、急ニ父  
を導きて家に歸らんとすまど、日夜の辛勞一  
時、小發して、遽に病ニ臥しけり、官聞きて、大ニ  
之を憐み、直ニ父を出して、女を看護せしめし  
に、女ハ、己の命を抛ちて、父の拘囚を救ひしる

喜びを語りて、程なく失せおけり、類をくふき  
孝女といふべし、

李勣

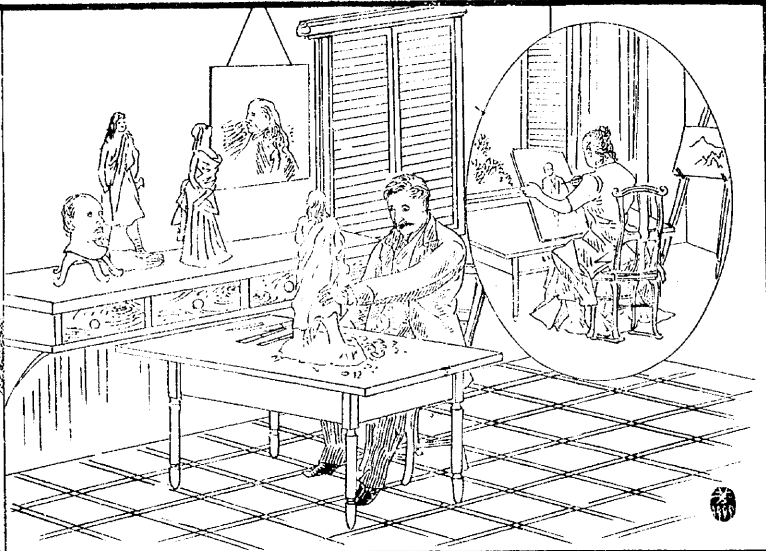
唐の李勣ハ、よく友愛の道を盡し、人なり、其  
の身宰相の貴きに任じ、威權一世、赫奕たる  
ふ、其の姉病めむ、かならば親ら火を吹き粥を  
煮て、これを進めけり、或る時姉のため、粥を  
煮んとて、過ちて其の鬚を焼きけむ、姉見て、  
我が家、僕婢少からず、おどて自ら苦勞するこ  
との甚しきや、と言へむ、李勣鬚を撫でながら、

誠お姉君の宣ふごとくなれども、姉君も年老  
いたまひ、勣もまゝと老いぬまば、姉君のため  
粥を煮ること、長くいはなり得ざるべし、これ  
をおもへば、何の辛勞うあらん、勣ハこれを上  
なき樂とし侍りと云へり、

デヨンフラツクスマン夫婦

デヨンフラツクスマンハ、英國の名高き彫像  
師なり、おじめハ甚貧しくして、生計おも苦し  
むほどありしかど、アーンといふ賢女を娶り、  
其の助およりて、竟お名を揚げ家を起しけり、

アーンと、性柔順ふして、才藝人ふそぐれ、技術文學の嗜好さへありけまば、よく家政を修めて、夫れ彫刻の材料とふるべき圖畫を制し、又往復の書信を裁るるなど、夫を以て家事哉顧みて、其の業を怠ることあらしめき、されむ、夫い専ら心致我が業ふこめて、其の技術大に進みけり、或人デヨンに向ひて、足下このごろ妻を迎へたりと聞けり、果して然らば、足下の業いもそや進まざるべし、といひけまば、デヨンこれをアーンに告げて、且いひけるも、彼ハ



我を辱しめしがごとくなれども、却りて我をして業哉遂げしむる志を興さしめたるものなり、我常に、今の世ふて勝れざる技藝家とならんふも、早晚以太利不遊學せばあるべからばと思ひたれば、今より一層節

儉を勤めて、旅費を貯蓄し、此の志を遂げて、婚姻も人の志業に妨ふきのみならず、却りて補益あること、故人も知らず、めんとはいへば、アーンを喜びて、夫の志を賞賛し、夫婦心を一にして、旅資を貯へ、俱に以太利ふいたり、同心一致して勉強し、三十八年の後、竟ふ其の志を遂げたり、其の間、アーンは、常ふ夫の傍にありて、これを補佐し、夫の名譽、己の幸福と思ひ、切ふ勵み、勉め、けま、バ、ヂヨンもふるく、アーンを親愛して、其の功勞を謝し、けるとなり、

范式と張劭

宋の范式と張劭とい、同學の朋友ふして、其の交、殆兄弟のごとく親しかりけり、或る年、れ春、范式、京師ふ上らんとて立出づる時、張劭を顧みて、今より二年の後、歸り來りて、足下を訪ひ參らば、いひ、けま、バ、張劭うぶきて、かふらず、待ち侍らんと答へ、互に堅く約して、別れけり、かくて二年を経て、其の期日に、なりけま、バ、張劭くさぶきに、饗應の準備をし、けるを、其の母、打笑ひて、汝の范式と、別れ、い、二年の



て、身を修め家を齊へ、至仁至慈なる大御心に  
答へたてまつるべし、是我等臣民たるもの、  
上小事へまつる本分なり、

いざ子どもたをわごなせそ、天地の、

かさめしくにぞ、やまとしまねは、

山はさけ、海もあせなん、世ふりとん、

君にふたごゝる、我があらめやも、

學小日本修身書卷八終

明治二十六年九月五日印刷  
全 年九月十日發行

定價金八錢五厘

編述者

稻垣千穎

東京市下谷區中御徒町二丁目番地

發行兼  
印刷者

三浦源助

岐阜縣岐阜市米屋町廿二番戸

版權  
所有

賣捌所

成美堂支店

東京市日本橋區米村町一丁目一番地

代理店

石井鉤三郎

大阪市東區備後町四丁目



